第四　避難上支障がある高さまで浸水する又は避難上支障がある流量に達するまでに要する時間

第二第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロに規定する時間の算出方法の基準は次の各号に掲げるものとする。

一　当該地下街等への流入量及び当該地下街等の構造を考慮すること。

二　前号の流入量の算出にあたっては、地上の浸水状況、当該地下街等及び当該地下街等と連続する施設の主要な流入口の標高、大きさ及び浸水対策の状況を考慮すること。

附　則

この告示は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

○東北地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月十七日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福島市飯坂町平野字上台一六番八から同市飯坂町平野字遠東五番一三まで	前	三四・〇八～七六・一八	〇・〇九二
	後	二九・九八～四八・四六	〇・〇九二

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所、京都府道路公社及び同公社管理事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十八号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
京都府船井郡京丹波町才原野田一八番一から同町須知岩山五一〇番一まで	〇・七〇～三六四・七三	一八・五三〇

(四) 指定する期日　平成二十七年七月十七日

○近畿地方整備局告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十八号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
京都府船井郡京丹波町須知美女山六番一地内	〇・〇〇～一七・〇一	〇・〇〇四

(四) 指定する期日　平成二十七年七月十七日

○近畿地方整備局告示第百二十五号

京都府道路公社が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
京都府船井郡京丹波町広野山添一〇番一から同町須知岩山二二番一まで	前	一一・五五～四一七・二一	一八・〇四〇
	後	一一・五五～三八三・一六	一八・〇四〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所、京都府道路公社及び同公社管理事務所

○近畿地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十八号	綾部市戸奈瀬町永迫一〇番二から京都府船井郡京丹波町須知岩山五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所、京都府道路公社及び同公社管理事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月十八日十四時

○近畿地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
京都府船井郡京丹波町須知四ノ坪七番一から同町須知岩山九番二まで	前	二一・九六～三三・九五	〇・一〇六
	後	三三・二一～六一・四〇	〇・一〇六

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十八号